

瀬戸内市監査委員公表第3号

令和5年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和5年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月28日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

	監査結果	所管部署	措置状況
指導事項	<p>職員により持ち込まれた電気製品の数と状況について、今後、全庁的な状況を調査するとともに、現在持ち込みされている物品のうち、職務の遂行に真に必要な物品や、事業者である市に職場環境の改善等の責務があると判断されるものについては、市において購入すること等を検討する必要があると認められる。</p>	<p>瀬戸内市民病院</p>	<p>職員が持ち込んでいる電気製品のうち、職務の遂行上必要なもの、職場環境の改善に必要なもの、福利厚生観点から必要なもの等については、要望があれば検討を行い当院において購入することとします。</p>